

平成19年第1回那須烏山市議会定例会（第4日）

平成19年3月15日（木）

開議 午前 9時58分

閉会 午前11時24分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
助役	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	雫正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君
総務課長	野尻進一君
市民課長	鈴木敏造君
農政課長	中山博君
管理課長	両方恒雄君

学校教育課長

駒 場 不二夫 君

◎事務局職員出席者

事務局長

田 中 順 一

書 記

藤 田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 (議案第19号～第22号) 条例の制定について (委員長報告～質疑～
討論～採決)
- 日程 第 2 (議案第1号～第9号) 平成19年度那須烏山市一般会計・特別会計・
水道事業会計予算について (委員長報告～質疑～討論～採決)
- 日程 第 3 請願書等審査結果の報告について (議長提出)
- 日程 第 4 意見書案第1号 リハビリテーション医療日数制限の改善を求める意見
書の提出について (議員提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前 9時58分開議]

○議長（小森幸雄君） おはようございます。ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成19年第1回那須烏山市議会定例会（第4日）

- 開 議 平成19年3月15日（木） 午前10時
- 日程 第 1 （議案第19号～第22号）条例の制定について（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程 第 2 （議案第1号～第9号）平成19年度那須烏山市一般会計・特別会計・水道事業会計予算について（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程 第 3 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 4 意見書案第1号 リハビリテーション医療日数制限の改善を求める意見書の提出について（議長提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 （議案第19号～第22号）条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る6日の本会議において、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の結果について、各常任委員長の報告を求めます。

議案第19号 那須烏山市副市長定数条例の制定、議案第20号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2議案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

[総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇]

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） 総務企画常任委員会から、議案第19号、議案第

20号の条例案件の委員長報告をいたします。

去る3月6日、当総務企画常任委員会に付託されました条例の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。審査は3月13日午前10時から、第1委員会室において委員6名全員出席のもと、市長初め担当部課長の説明を求めながら行いました。

初めに議案第19号 那須烏山市副市長の定数条例の制定について審査の結果を申し上げます。この条例は、昨年6月7日に地方自治法の一部改正が公布されたことに伴い、助役に代わり副市長の定数を定めるものであります。定数は条例で任意に定めることとされており、本市の副市長については1人と定めるものであります。副市長を1人とすることについては、本市の状況から妥当であると認め、全員一致で原案のとおり議決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 地方自治法の一部を改正をする法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について審査の結果を申し上げます。この条例は、昨年6月7日に地方自治法の一部改正が公布されたことに伴い、関係条例を一括して整備するものであります。主な内容は、助役、収入役制度の見直しがなされたこと、吏員制度の廃止等の改正がなされたことに伴う条例の整備であります。あわせて、市長等の給料の減額について改正し条例を整備するものであり、当委員会においては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で総務企画常任委員会に付託されました案件の審査結果の報告といたします。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 次に議案第21号 那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の制定について、議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2議案について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） それでは去る3月6日、当経済建設常任委員会に付託されました条例審査の結果を報告いたします。

審査は3月13日午前11時から議員控室において、委員7名全員の出席のもと、経済環境部長、環境課長及び担当職員の説明を求め、行いました。

まず初めに、議案第21号でございますが、那須烏山市環境審議会設置及び運営条例の設定について審査いたしました。環境審査会は環境基本法に基づく地方自治法規定に基づいた市長の附属機関であり、今後那須烏山市において定められる環境基本計画の作成の上、必要な附属機関でありますので、森林伐採、地球温暖化などの環境問題が世界的にますます深刻化する中、那須烏山市の美しい環境を守るため重要な機関として期待し、委員全員一致で原案どおり議決すべきと決定いたしました。

次に、議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について審査の結果を申し上げます。この条例は、先ほど報告いたしました議案第21号の那須烏山市環境審議会設置及び運営条例に伴い、環境審議会の日額報酬を5,000円と定めるものであります。本委員会の環境審議会委員の職務内容やその他審議会委員の報酬等から原案については妥当と判断し、全員一致で原案どおり議決すべきと決定いたしましたので、ここに報告いたします。以上、経済建設常任委員会に付託された議案審議結果の報告いたします。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の条例制定等についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 （議案第1号～第9号）平成19年度那須烏山市一般会計・特別会計
・水道事業会計予算について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 議案第1号から議案第9号までの平成19年度那須烏山市一般会計・特別会計・水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、去る8日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

議案第1号の所管事項について総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

〔総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇〕

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） 議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計当初予算委員長報告。去る3月8日、当総務企画常任委員会に付託されました平成19年度那須烏山市一般会計予算の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

審査は3月9日午前9時から第1委員会室において、委員5名出席のもと、各担当部課長の説明を求めながら行いました。審査事項は、当委員会が所管する総務部、会計課、議会事務局及び選挙管理委員会の平成19年度那須烏山市一般会計歳入歳出予算であります。

審査結果であります。当委員会が付託を受けました一般会計の予算については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ただし、次のことについて要望いたします。

行政区の見直しについては、地域が培った長い歴史と個々の事情があることから、地元の意見を十分配慮し、時間をかけて慎重な取り組みをお願いいたします。

次に防災無線については、IT技術を活用し、ハード面だけでなくパソコンや携帯電話等で

情報が提供できるようソフト面の整備計画の推進をお願いいたします。

次に指定管理者制度の更新にあたっては、指定管理者制度の充実が図られるよう新たな公募制を採用するなど、指定方法の見直し検討をお願いいたします。

以上で、総務企画常任委員会が付託を受けました予算の審査結果のご報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 次に議案第1号の所管事項及び議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

〔文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） それでは、文教福祉常任委員会に付託されました予算審査の結果を報告いたします。

平成19年3月8日の本会議において、本委員会に付託された市民福祉部及び教育委員会の平成19年度那須烏山市一般会計及び特別会計の歳入歳出について、3月9日午前9時から第2委員会室において、文教福祉常任委員7名全員、市民福祉部長以下3名及び教育次長以下5名の説明者の出席のもと、慎重審議を行った結果、一部反対意見はあったものの原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、次のことについて要望し、意見を付することいたします。

1つ、ALT招致事業、海外派遣事業などの国際交流にかかわる事業については、パソコンやインターネットを有効に活用した授業や活動の充実を図るなど、実効性のある国際交流計画を立て取り組んでいただきたい。

1つ、学童保育、家庭教育支援などについては、将来の子供たちのために、よりよい整備の充実を図っていただきたい。

1つ、スクールバス通学、徒歩通学などについては、柔軟な対応が可能となるよう安全、安心な通学体制を整備していただきたい。

1つ、地域医療機関としての那須南病院については、改善すべき点などを見直し、管理運営、診療・医療スタッフの整備充実を図っていただきたい。

以上で、予算審査結果報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、議案第1号の所管事項及び議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 経済建設常任委員会に付託された予算審査結果を報告いたします。

本委員会に平成19年3月8日に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので那須烏山市議会規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第102条の規定により報告いたします。

審査期日、平成19年3月9日金曜日及び12日月曜日の2日にわたって審査をいたしました。審議場所、那須烏山市役所南那須庁舎議員控室及び第1委員会室で行いました。出席委員全員出席のもと審査を行いました。説明のため出席を依頼しております経済環境部長佐藤和夫氏、建設部長池尻昭一氏以下関係職員の合計23名のもとで審査をした結果を報告いたします。

本委員会の所管する経済環境部、建設部、水道事業及び農業委員会の平成19年度那須烏山市一般会計、特別会計及び企業会計歳出予算について審査をしました。

審査結果報告、本委員会が付託を受けた一般会計、特別会計及び企業会計の予算については、全員一致のもと原案どおり議決すべきものと決定いたしましたので、ここに報告いたします。次のことについて要望し、意見を付することといたします。

農政課につきましては、各種補助事業、特に市単独補助事業については見直しを図りたい。また、対費用効果の向上に努められたい。

商工観光課につきましては、企業誘致に関してこれまで以上に積極的な活動に努められたい。

環境課につきましては、市内のごみステーション、特に旧烏山町内においては整理、統合を図られたい。また、分別収集の徹底及び資源ごみの処理方法等について、より効率的な方法を検討されたい。

管理課及び建設課については、国道294バイパスの国道昇格に向け、整備等に努められたい。また、公共事業等につきましては、本年度末に集中させず、可能な限り平準化するよう努められたい。

下水道課につきましては、市内の下水道普及率、特に旧烏山地区の向上に努められたい。

水道課につきましては、有収水率の向上を図り、水道事業のさらなる健全化に努められたい。以上、報告を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第9号までの平成19年度那須烏山市一般会計・特別会計・水道事業会計予算について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） ただいま上程されております議案第1号から第9号までの那須烏山市2007年度一般会計予算から特別会計予算、水道事業会計予算9議案でございますが、この中で、私は、第1号議案並びに第2号議案並びに第4号議案並びに第5号議案について、反対の意見を申し上げます。

まず、議案第1号 平成19年度、2007年度の那須烏山市一般会計予算につきまして、公正で民主的な市民本位の市政を目指す立場から、住民のためのより一層の改善を求めまして反対討論を行います。

提案理由の中で、市長が内外情勢について所信の一端を述べられましたので、私も訴えるものであります。昨年9月に発足をいたしました安倍内閣は小泉構造改革路線を継承し、国民生活への一層の犠牲の上に大企業優遇の政治を推し進めております。衆議院で強行採決をいたしました2007年度の国の一般会計予算原案は8兆2,908億円で、前年対比4%増であります。大企業、大資産家優遇の減価償却の見直し、証券優遇税制の延期など、法人実効税率を引き下げると一方で、国民大衆に対しましては1月からの所得税減税の廃止、また6月からは住民税の定率減税の全廃による増税が強行されます。また、6月には住民税率が一律10%にされ、中低所得層では国民健康保険税、介護保険料、保育料などに連動し負担増になります。

大企業は過去最高の利益を更新し、上場企業だけでも204兆円もの内部留保をため込みながら、また大銀行は至上最大の利益を上げ政治献金の復活をするとしながら、法人税は全く払っておりません。他方、国民生活には政府、財界が進める構造改革により、格差社会が広がっております。庶民大増税と社会保障の切り捨て、リストラ、正規社員の非正規化、賃金切り下げ、税金、保険料の徴収強化と苦しみにあえいでおります。

対策が必要なのは大企業ではなく、国民生活の支援のほうではないでしょうか。大企業にも適切な課税をするなど、不公平税制を正し、むだな大型公共事業の予算や米軍再編3兆円、思いやり予算等を削れば、国民生活を支える政治を進めることができます。

一方、政府総務省は三位一体改革により地方財政への攻撃が強められ、財源の一部を地方に移譲するとしておりますが、国の責任で行うべき福祉、教育のための国庫補助金、負担金を縮

小、廃止し地方交付税を削る中で、どこの地方自治体も予算編成がままならないところに追い込まれております。

また、政府総務省は、すべての自治体に集中改革プランを策定させ、職員の削減、業務の民間委託と民営化など地方行革を押しつけ、住民への行政サービスの切り捨てを推進しております。地方自治体を支える必要な財源措置として、地方交付税制度を国にきちんと守らせるよう大運動がどうしても必要であります。日本共産党は財界と安倍内閣の進める構造改革継承路線から国民生活を守る運動、増税と憲法9条改悪を許さない国民的戦いの一翼として、全力を上げて戦うものであります。また、三位一体による地方財政破壊を許さず、日本国憲法が保障する国民の暮らしと権利を守り、国の責任を後退させない運動の先頭に立って奮闘することを訴えるものであります。平成19年度の市の予算編成は、このような国及び地方財政計画と同一基調のもので行われたものであります。

市の一般会計の総額は106億円で、前年対比1%増となりました。那須烏山市の2年目の積極的な予算編成を行ったということでもあります。このような財源が困難な中でも、新市建設計画のもとに少子高齢化対策を重点に、医療、福祉、教育のソフト面に積極的な配慮ある予算を組まれたことを高く評価するものであります。特に、年間15万円を限度とする女性不妊治療費、県単医療費助成削減の中で、各種医療費助成として自己負担1レセプト500円を補助すること。学童保育の拡大として七合小学校に開設を図ること。烏山小学校のスクールバスの運行の範囲の拡大。障害者自立支援事業による障害者の個人負担の2分の1助成など、きめ細かに市独自の少子高齢化に対する医療、福祉、教育の施策の充実に敬意を表するものであります。

しかしながら、定率減税の廃止に伴う住民税の増税が本格的に行われ、連動して国民健康保険税や介護保険料などが雪だるま式にふえることになることには断固反対いたします。また、高齢者に対しては公的年金等控除の縮小、高齢者控除の廃止に伴う住民税増税が昨年大変問題になりましたが、経過措置により段階的に引き上げることになり、介護保険料、国民健康保険税の増税に連動する方も多く出てまいります。このように住民負担犠牲による税収確保は、格差社会を広げ、国民の命と健康をむしばむことになります。行政改革により2億4,000万円の見直しを進めたということではありますが、行政改革は職員全員で事務事業を洗い直し、自立計画素案を策定し、そして住民説明会やアンケート活動を実施して10年後、20年後の那須烏山市のあるべき姿、進むべき方向を確立して次の世代も誇りと自信を持って、住んでよかったと言える那須烏山市全市民参加のまちづくりを進めるよう強く求めるものであります。

市の補助金、交付金につきましては見直しを行って、前年対比9,360万円の減額とされましたが、負担金は前年対比3,320万円と増額しております。まだまだ活動実態の見えな

いものが多くあります。すべてをゼロベースから見直して、活動実態をつかみ、積算を進めながらさらに改革を求めるものであります。

市総合計画を初め都市計画マスタープランや地域防災計画など、全市にわたる、また将来にわたる計画策定にあたりましては、市民が主役、市民参加の計画策定を進めていただきたいと思います。自立できる新市総合計画に発展されるよう求めるものであります。

構造改革路線のもとで農工商を取り巻く情勢も深刻であります。大型量販店の進出のもとで既存商店街の営業が脅かされております。中心市街地活性化と営業を守る対策を本格的に取り組んでいただきたいと思います。

雇用対策につきましても、市当局、商工会、ハローワーク、雇用協会、関係機関が一体となって総力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

農業につきましても、小規模農業切り捨ての政策のもとで、米の輸入を行いながら減反を押しつけることには反対であります。小規模でもやる気のある農業をきめ細かに支援する市独自の農政と営農集団育成を図っていただきたいと思います。国営塩那台地を初めとする土地改良、農家負担軽減、後継者の育つ抜本的な営農指導対策を農業者団体、関係機関と一体となって取り組んでいただきたいと思います。

また、市の税収の確保対策につきましても、長年にわたって問題となっております特定法人などの大口滞納の問題の整理につきましても、全庁挙げて万全な対策で取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市執行部、議会、市職員は住民の負託にこたえ、那須烏山市の2年目の予算執行にあたりましては、行財政運営を住民こそ主人公の立場で意識改革を絶えず図り、市民に信頼される市政づくりに一層の努力を期待いたしまして、一般会計当初予算の討論のまとめいたします。

続いて、議案第2号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算につきましても、憲法の理念と社会保障の一環として、市民本意の福祉事業に発展させる立場から反対討論を行います。

国民健康保険事業は皆保険制度として出発し、低所得者、高齢者を多く抱える命と健康に直結する社会保障事業であります。医療給付に対する国庫負担金の削減など国のたび重なる制度改悪により、その運営が極めて厳しい状況に追い込まれております。さらに、栃木県の市町村国民健康保険事業への助成制度は、全国でも最下位の状況であります。県に大幅な助成を求めようにしていただきたいと思います。

本年度は住民税の定率減税の廃止や住民税率の引き上げに連動する国民健康保険税の値上げ、またお年寄りの公的年金控除等の縮小や所得税控除の廃止に伴う国民健康保険税の値上げ、こ

ういうことで負担増になる方が多数いらっしゃいます。この国の制度改悪のもとで負担増になる方々の立場から、私は高齢者に負担を課すさまざまな取り組みに反対をするものであります。

こういう中で、保険証が交付されない資格証明書の世帯が市全体では310名おります。また、短期保険証が255名いると聞いております。そういう中で、徴収の努力をされていると思いますが、さらにこの命と健康を守る対策として税の収納に努力をしていただきたいと思えます。

今年度は国民健康保険運営の財源不足分を財政調整基金と一般会計から繰り入れ措置を行って、納税者の負担軽減に努められたことに対しましては敬意を表するものであります。国民健康保険を本来の社会保障皆保険に立ち返って、この事業を再建するためには、まず国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率をもとに戻すことや、全国最下位の状況にある県の補助を大幅にふやすように強く働きかけていただきたいと思えます。

第2に、国民健康保険事業は命にかかわる福祉事業でありますから、低所得者の保険料、利用料の減免に取り組んでいただきたいと思えます。

第3に、予防医療の徹底を図り、早期発見、早期治療で医療費の高騰を防ぐ努力をお願いしたいと思えます。

第4に、市長は国民健康保険事業を守り発展させる立場から、国の医療制度改悪に断固反対し、改善を求めるよう訴えることをお願いいたしまして、討論といたします。

続いて議案第4号 平成19年度那須烏山市老人保健特別会計予算につきまして、老人医療費の無料化を復活させる立場から反対討論を行います。高齢者世帯は医療制度の改悪、介護保険料の値上げ、年金給付のカットなど年々負担増と改悪が進められ、年金への課税も強化されているところであります。まさにお年寄りいじめの医療改悪が強行されているもとの、本市の高齢者の重病傾向と医療給付の増大が深刻化しております。

医療制度の改悪によりまして、70歳以上のお年寄りに2割、3割の医療負担が押しつけられ、新たに75歳以上の後期高齢者に対し保険料を納めさせ、滞納者からは保険証を取り上げる後期高齢者医療制度を導入いたしました。実施は来年の4月からであります。お年寄りの人権、生存権にかかわる問題として反対をいたします。

高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、国の進める社会保障制度切り捨て、老人いじめの医療改悪をやめるよう求めていただきたいと思えます。さらに、老人保健等の第1の目的から保険、医療、福祉のネットワークを図り、介護保険の基盤整備の充実、市独自の高齢者福祉の充実、介護保険の訪問介護等リハビリ活動の強化、市民参加による福祉ボランティアの育成でお年寄りの健康と生きがいを守り、安心して暮らせる市政づくりを進めていただきたいと思えます。

最後に議案第5号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計予算につきまして、介護を必要とされている方々、高齢者の健康と福祉、生きがいが保証される介護保険制度に改善を求める立場で反対討論を行います。

強行されました介護保険制度の改悪によりまして、一昨年10月から施設入所者の食費やホテルコストが徴収されました。本人の年金では払えないようなケースが出ております。昨年度の介護保険料の値上げや所得区分の改定により、多くのお年寄りが大幅な値上げになり、一方で要介護から要支援に認定外になり介護保険適用外にされるケースや、認定になっても負担が大変なために、必要な介護サービスを辞退する問題もあります。国は財界の要請に従って、医療と介護の費用削減のためお年寄りを医療と介護の保険制度から締め出し、診療と介護を抑制する動きを強めております。

そういう中で介護保険料の滞納者は本市では106名もいらっしゃいます。このような中で、すべての高齢者が安心して必要な介護サービスが受けられるよう、国、県に向かって必要な予算措置を講ずるよう強く求め、また市独自でも介護保険料及び利用料を減免するよう求めるものであります。介護認定された高齢者の方々が必要な介護サービスが安心して受けられるよう行政責任を果たし、介護基盤の充実強化に努めていただきたいと思います。特別養護老人ホームなど待機者を解消する努力をお願いするものであります。また、介護認定から漏れた高齢者の介護予防事業も包括支援センターを中心として、適切な対策を大いに実施するようお願いするものであります。保険あって介護なしと言われないように、介護保険制度の抜本的な実質的な改善を求めまして、討論のまとめといたします。

以上で、4議案についての反対討論を終わります。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

8番佐藤雄次郎君。

〔8番 佐藤雄次郎君 登壇〕

○8番（佐藤雄次郎君） ただいま上程中の議案第1号 平成19年度那須烏山市一般会計予算から議案第9号 平成19年度那須烏山市水道事業会計予算について、私は可決すべきものという立場から賛成討論を行います。

日本経済はいざなぎ景気を超える拡大期間を記録する好景気とされていますが、その影響は大都市と輸出関連企業及びその周辺地域に限られるなど、地方経済においては依然厳しい状況が続いております。

さて、平成19年度那須烏山市一般会計予算は、新市として2年目の通年ベースの予算であります。予算編成にあたっては新市建設計画をベースに、国が進める三位一体の改革により税源移譲に伴う市税の収入は見込まれるものの、地方交付税に依存した本市にとっては、その

交付税制度の抜本的見直しによる交付税等の削減が今後も予定され、先々の見通しが極めて不透明であります。また、依然厳しい状況の中、歳入を確保し、輸出を抑制していくことは本市の財政にとって極めて重要な課題となっております。

一般会計予算額は106億円であり、昨年に対し1%の増額、歳入については市税等の自主財源は38億973万円であり、構成比35.9%、地方交付税等の依存財源が67億9,027万円であります。構成比64.1%の割合で見ると、昨年に対し自主財源が2.2%の増であります。歳出では目的別に見てみますと、民生費が28億5,183万円であり26.9%、公債費が14億1,298万円でありまして13.4%の構成費。衛生費が13億3,402万円、12.6%。総務費19億6,419万円であり、18%の構成費であります。

目的別支出では、昨年に対し全体的に減額はされておりますが、その中で衛生費が広域行政負担金の算出方法の変更などの理由によって増額で、昨年に対し9,176万円、7.4%の増、土木費が道路整備交付金、これは道整備交付金というようですが、これと合併特例債を活用した道路整備費の計上により、昨年に対し4億1,786万円、59.8%の増となっております。

また、性質別に構成比を見ますと、人件費が25億5,135万円であり15.5%、補助費等が17億3,882万円であり、公債費は14億1,298万円であり、13.3%であります。人件費に至っては昨年に対し4.5%の減、1億1,923万円の削減をしておりますけれども、依然人件費の占める割合は全体の4分の1を占めており、今後さらなる人件費削減に向けた行財政改革の断行を期待します。

次に主な施策としましては6項目上がっていますが、厳しい財政運営の中で市民福祉の向上のため、公平で安心な行政サービスを維持し、行財政改革の推進、子育て支援の充実、教育環境の整備、攻めの行政の推進などの積極的な取り組みが見られる予算編成となっております。また、7つの特別会計予算がありますが、これらについては厳しい財政状況の中、経費の節減や合理化を図るなど、特段の配慮がなされております。

特に高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っている本地域においては、地域医療の確保と住民の健康増進、特に高齢者に対する医療、介護予防、生きがい対策等の事業の取り組みが見られる予算編成になっております。

さらに、水道事業会計予算については、経営の健全化、継続的で安定した水の供給と公共の福祉の向上に配慮した予算編成になっております。

最後に、那須烏山市は解決しなければならない諸問題を多く抱えております。しかし、国の三位一体改革を初めとする構造改革などもあり、財政は硬直し、依然として厳しい状況の中での予算編成であり、大変苦勞されたのではないかというふうに思われます。

予算編成にあたりまして、本市の財政状況をよく理解して、最小の経費で最大の効果が得ら

れるよう努力していただきたいと存じます。

また、先ほど委員長報告にもありましたとおり、要望事項等も十分に考慮されまして、適正な予算執行を行っていただきたいと希望するところであります。

最後に、予算編成に努力をされました財政担当者を中心とした関係職員、市長に対しまして敬意と感謝を申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時02分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第3 請願書等審査結果の報告について

○議長（小森幸雄君） 日程第3 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

本陳情については、去る6日の本会議において、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について総務企画常任委員長樋山隆四郎君の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

〔総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇〕

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） 今度は、請願書等審査結果の委員長報告をいたします。

去る3月6日、当総務企画常任委員会に付託されました請願書等の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。審査は3月13日、条例案審査終了後、第1委員会室において委員6名全員出席のもと、担当部課長の出席を求めて行いました。初めに、陳情書第1号 改憲手続き法案の廃案を求める国会への意見書の提出についてであります。審査の結果を申し上げます。

す。この陳情書は憲法改憲に直結する改憲手続き法案を廃案にすることについて国会への意見書の提出を求めたものであります。委員会においては、今後なお十分に内容を検討する必要がありますので、継続審査とすることに決定いたしました。

次に陳情書第2号 安心・安全な公務・公共サービス拡大を求める国への意見書の提出について、審査の結果を申し上げます。この陳情書は医療、教育、福祉など公務・公共サービスや格差社会の是正を図るための社会保障制度の充実、さらには大企業等への優遇税制を是正し、応能課税を行うことについて、政府に対して意見書の提出を求めたものであります。当委員会においては、なおさらに内容を十分調査する必要がありますので、継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で、総務企画常任委員会が付託を受けました請願書等の審査結果のご報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、文教福祉常任委員長佐藤昇市君の報告を求めます。

文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

〔文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） 去る平成19年3月6日の本会議において、文教福祉常任委員会に付託された陳情書第3号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書の提出についてと、陳情書第4号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出について、3月13日午前10時から第2委員会室において、文教福祉常任委員会の委員7名全員出席のもと慎重審議を行った結果、陳情書第3号については、厚生労働省においてもリハビリテーション医療日数制限の見直しを行うなど、それらの改善の必要性があるとの意見に達し、全員一致のもと採択することとなりました。

一方、陳情書第4号については、陳情の趣旨において不明な部分が多々あり、それらの内容等を調査する必要があるとの意見に達し、全員一致のもと継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、審査結果報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、経済建設常任委員長大橋洋一君の報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 去る3月6日に経済建設常任委員会に付託されました陳情書の審査経過と結果についてご報告いたします。

審査は3月13日、陳情箇所の現地調査を実施し、その後、議員控室において委員7名全員の出席のもと、建設部長並びに管理課長の出席を求め行いました。陳情書第5号 崖崩れ防止に関する陳情について審査の結果を申し上げます。当委員会では、この陳情書につきましては、

より正確な状況の把握が必要と認め、陳情箇所の土地は個人が所有者でありますので、今後なお十分な内容を検討する必要があると判断し、継続審査といたしましたものでございます。今後さらなる調査を進めてまいります。

以上で、経済建設常任委員会に付託されました陳情書の審査結果の報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、各常任委員長からの報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、総務企画常任委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 総務企画常任委員会は2つの陳情書第1号、第2号とありますが、私は第1号の継続審査に同意しかねるということで反対の意見を申し上げたいと思います。

この陳情書第1号は、改憲手続き法案の廃案を求める国会への意見書提出にかかわる陳情ということでございますが、自民、公明両党は、昨年5月26日に日本国憲法の改正手続きに関する法案というものを提出し、安倍首相は5月3日までに手続き法だけ通したいというようなことがありましたが、マスコミ等々いろいろな批判の中で、それにはこだわらないというようなことを言っておりますけれども、国会におきましては公聴会の日程等も多数を背景に強硬に進めるというような動きがあります。したがって、これを継続し、6月議会までに延ばすことになると、この手続き法案が可決成立するおそれもあるということでもあります。

この自民、公明両党の改憲手続き法案は、公務員、教育者の国民投票にかかわる運動を禁止し、改憲派に都合のいいマスコミの利用、あるいは国会の改憲改正の発議から最短で60日後の国民投票ということで、国民に十分周知徹底されない中で最も少ない賛成で憲法改正が成立するというような大変危険なものであります。したがって、主権者である国民が自由に論議、運動することを保証するのは当然であります。これを制限するような規定は欧米諸国にはありません。この改憲法案に対する世論調査でも、多くの国民が内容を知らされていないというような回答が多く出ております。

こういう中で、このような改憲を一方向的に粛々と進めるようなやり方には同意できません。

安倍内閣は戦争のできる国を目指し、愛国心などを強制する教育基本法の改悪を行い、防衛庁の防衛省への昇格を強行し、国民投票の制定で憲法9条の改正をねらっています。さらにこれは、軍備拡大の予算拡張にもつながります。したがって、いろいろな点から国民を塗炭の苦しみに追い込むというような危険のある大変なものでありますので、これは直ちに採決をして、これを採択してほしいという立場で、6月議会に継続しますと間に合わなくなるおそれもあるということで、継続には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私はこの手続きに関してこの議会が賛成をするという立場で、今、平塚議員のほうから反対討論がありました。私はこの法案に関しては継続という結論を出したわけではありますが、果たして今の安倍内閣でこの国民投票法案がどういうふうに進展するのか。また、国会のほうに関してもなかなか流動的でこの法案が成立するとは思いません。この憲法改正に関しては、私は賛成の立場ということではありますが、しかし、問題はこの議会あるいは付託された委員会がこの問題に関して継続審査としたことに関しましては、私は妥当ではないかと。他市町村あるいは市議会を見ても、継続が多かったり、あるいは反対が多かったり、賛成といろいろ意見が分かれているようであります。ですから、本那須烏山市議会の総務企画常任委員会としては継続が妥当であるという結論を出したわけあります。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、委員長の報告どおり決定いたしました。

次に、文教福祉常任委員長の報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3 請願書等審査結果の報告についてのうち、文教福祉常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告どおり決定いたしました。

次に、経済建設常任委員長の報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3 請願書等審査結果の報告についてのうち、経済建設常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告どおり決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第1号 リハビリテーション医療日数制限の改善を求める意見書の提出について

○議長（小森幸雄君） 日程第4 意見書案第1号 リハビリテーション医療日数制限の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

意見書案第1号

リハビリテーション医療日数制限の改善を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成19年3月15日提出

提出者 那須烏山市議会議員 佐藤昇市
賛成者 那須烏山市議会議員 沼田邦彦
賛成者 那須烏山市議会議員 久保居光一郎
賛成者 那須烏山市議会議員 佐藤雄次郎
賛成者 那須烏山市議会議員 野木勝
賛成者 那須烏山市議会議員 平塚英教
賛成者 那須烏山市議会議員 滝田志孝

以上、朗読を終わります。

○議長（小森幸雄君） 意見書案第1号について提出者の趣旨説明を求めます。

7番佐藤昇市君。

〔7番 佐藤昇市君 登壇〕

○7番（佐藤昇市君） ただいま上程になりました意見書案第1号 リハビリテーション医療日数制限の改善を求める意見書の提出について趣旨説明を行います。

昨年、診療報酬改定に伴い、リハビリテーション医療の日数を90日から180日とする日数制限が設けられました。これにより、多くの患者さんがリハビリを打ち切られている状況にあります。同じ疾患でも、状態によって改善する日数が患者さんごとに違ふと多くの専門医師も意見をしています。また、厚生労働省においても、日数制限についてはその見直しを検討するなど、それらの問題点を認識しております。

したがって、国民の生命と健康、特に患者の方の人間としての尊厳を守るために、日数制限を早急に改善する必要があることから、関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより意見書案第1号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣あてに提出することに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了したわけであります。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。今期定例会は3月6日を初日といたしまして、本日まで10日間の会期で開催をされました平成19年第1回那須烏山市議会定例会でございました。今期定例会には、平成19年度の当初予算を初めといたしまして34議案を上程させていただきました。いずれの議案も慎重審議を賜り、可決、ご決定をいただきましたことはまことにありがたく、執行部を代表いたしまして厚くお礼と感謝を申し上げる次第であります。

なお、会期中、議案の審議や一般質問の中で、一部対応不十分な点がありましたことをおわびを申し上げますとともに、いただきましたご意見、ご提言等は真摯に受けとめさせていただきました。今後の市政に反映させる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

さて、平成18年度もいよいよ大詰めとなりました。平成18年度の事務事業につきまして、おおむね予定どおり執行ができそうでございます。ご指導賜りました議員各位に感謝を申し上げます。

また、これからの予定の中で、年度末、年度初めにかけて市内小中学校卒業式、入学式

あるいは統合再編をされます小学校の閉校式が挙行されます。議員各位におかれましても、ぜひご参加を賜り、激励の言葉を賜りたいと存じております。

ことしの冬は地球温暖化の強い影響を受けまして例年になく暖冬でございました。最近の話題では、桜の開花予定が気象庁の計算違いというような理由で大幅な修正を余儀なくされ、担当官も平あやまりの報道がなされている事態も、この温暖化現象のあらわれと思います。市といたしましても、地球温暖化に最大限の関心を示し、市民の皆さんに訴え啓発運動を推進する必要性を強く感じているところであります。

新たな平成19年度を迎えるにあたりまして、初心を忘れず、職員一丸となって清新な気持ちで市民の目線に立った市政反映のために努力を傾けてまいり所存であります。さらなるご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。

議員各位にありましては、ご健勝にて議会活動に邁進されますよう心から祈願をいたしております。重ねて無事閉会となりました今期3月定例会に対しまして、感謝とお礼を申し上げます。閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 以上で、3月6日からきょうまで10日間にわたりました平成19年度第1回那須烏山市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

[午前11時24分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成19年6月5日

議 長 小 森 幸 雄

署 名 議 員 大 野 暉

署 名 議 員 平 山 進